

精神障害者早期退院支援事業補助金に関するQ&A

Q1 補助の対象となる地域援助事業者等とは、具体的にどのような事業者ですか？

A1 地域援助事業者等とは、都内の地域援助事業者及びその他の医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者を指します。具体的な事業者の主な例については下表をご覧ください。

区分	事業者	区分	事業者	
障害福祉分野	指定一般相談支援事業者	介護保険分野	介護予防支援事業者のうち介護支援専門員を有する施設（地域包括支援センター等）	
	指定特定相談支援事業者		介護療養型医療施設（介護療養病床）	
	共同生活援助（グループホーム）		訪問介護事業者（ホームヘルプサービス）	
	居宅介護（ホームヘルプ）		通所介護事業者（デイサービス）	
	日中活動事業所 （生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）		訪問看護	
介護保険分野	有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅		訪問リハビリテーション	
	小規模多機能型居宅介護事業者のうち介護支援専門員を有する施設		通所リハビリテーション（デイケア）	
	認知症対応型共同生活介護事業者のうち介護支援専門員を有する施設 （認知症高齢者グループホーム）		訪問入浴介護事業者	
	特別養護老人ホーム		その他	訪問看護ステーション
	複合型サービス事業者			診療所
	居宅介護支援事業者			
	介護老人保健施設（老健施設）			

★ 都外の地域援助事業者等や行政機関（国及び地方公共団体）、家族及びそれに準ずる者（後見人等）は補助対象外となります。

★ 出席する職員の資格の有無や役職は問いません。

★ 上記以外にも補助対象となる場合がありますので、御不明な点等ございましたら、**東京都福祉局 精神保健医療課（03-5320-4464）**へ御連絡ください。

Q2 地域包括支援センターや地域生活支援センターのような区市町村の委託をうけている事業者は補助対象になりますか？

A2 区市町村の委託事業の内容にもよりますが、補助金を受け取ることができるかどうかは、委託元の区市町村に確認してください。

Q3 同一事業者から複数の職員が同じケア会議に出席する場合、各職員への報酬がそれぞれ補助対象経費となりますか？

A3 職員への報酬ではなく、事業者への報酬が補助対象となります。

Q4 同一法人の指定特定相談支援事業者とグループホームの職員が同じケア会議等に出席する場合、各事業者当たりの報酬が補助対象経費となりますか？

A4 事業者それぞれが補助対象となります。